

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

平成27年6月8日（月）午後2時00分～午後3時50分

2 場所

福岡地方裁判所検審会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者5人

福岡地方裁判所裁判官 松 藤 和 博（第3刑事部部総括判事）（司会）

福岡地方検察庁検察官 三 井 隆 史

福岡県弁護士会所属弁護士 安 武 雄一郎

福岡地方裁判所裁判官 丸 田 顕（第3刑事部判事）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙) ※ 裁判員経験者を「裁判員経験者1」等と表示する。

○司会者

私は、福岡地方裁判所第3刑事部で裁判官をしております松藤と申します。本日の意見交換会の司会進行をさせていただきます。

本日は、裁判員経験者5人の方にお集まりいただきました。雨の中、裁判所までお越しいただきましてどうもありがとうございました。

意見交換会の開会に当たりまして、本日の意見交換会の目的を御説明したいと思います。

まず、1つは広く国民の方に安心して裁判員裁判に参加していただきたい。そのために裁判員として既に経験を積まれた方の御感想や御意見を伺いまして、それを国民の方々にお伝えするということであり、これから先、裁判員になっていただくに当たって安心して裁判所にお越しただけるよう情報提供させていただくというのが目的でございます。

それからもう1つの目的としましては、法曹三者にとって、今後裁判員裁判を進めていく上でどういう点を工夫したらよいのか、どういうところを注意したらよいのかということを経験者の方から御意見を伺うことによって、改めて理解を深めて今後の裁判に生かす場にしたいという2つの目的を持って今回の意見交換会を催させていただきましたということになります。経験者の方々にはこれらの目的等を踏まえて、忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。

それでは、早速、意見交換に入らせていただきます。

まず最初に皆さんにお伺いしたいことは、裁判所から候補者の方々に対して、個別の事件について裁判員をお選びするので裁判所においでくださいという御案内を差し上げて、こちらにいらっしゃる段階と、抽選の結果、裁判員に選任された段階のときに、いろいろな不安なり心配なことなり感じられたと思っております。そういう裁判員に選ばれて感じられた不安や心配事が、その後、実際に裁判に携わっていただく上できちんと解消されたのかどうか、その辺りも含めて、最初に裁判員に

選ばれたときにお感じになったことをお伺いしたいと思います。

1 番の方からお願いします。

○裁判員経験者 1

裁判員に抽選で選ばれたときの心境でしょうか、それとも候補者として名簿に登載されたことの文書を受けとったときの感想でしょうか。

○司会者

いずれでも結構です。

○裁判員経験者 1

答えとしては、両方とも同じです。大変、私はうれしかったという印象を持っております。

○司会者

以前から、裁判員裁判に参加することを希望しておられたということですか。

○裁判員経験者 1

そうです。裁判員制度が始まってから5年が経ちましたが、これだけは本当に選んでいただけたらなあと思っていました。

○司会者

一般の方々に実際に裁判に携わっていただくようになって、もう五、六年も経ちましたね。

○裁判員経験者 1

はい。本当に宝くじを買うような気持ちで参加したいというのが私の願いでした。それが実現されたということで、候補者になったということと、その中から裁判員に選ばれたということで、両方とも非常にうれしかったですね。

○司会者

そうすると、特段、何か心配事がそこで芽生えたということはないということですか。

○裁判員経験者 1

全くありませんでした。

○司会者

分かりました。それでは期待どおりにその後、お話が展開していったかどうかについては、後ほど伺いすることにいたしまして、次に2番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者2

私は最初、候補者に選ばれたという書類をもらったときに「あちゃ、ついにやったか。」と思って、その後に、今度は、出頭命令みたいなのが送って来たときは、やはりどんな裁判になるかなあっているのが不安でした。人が人を裁くということが一番悩みました。果たして自分に人を裁くだけの資格があるのかと思いました。でも、実際に裁判所に来てからいろいろ話したり、資料を見せてもらおうと、「ああなるほどな。こういう流れになっているんだな。」というのが分かってきて、ちょっと安心しました。

○司会者

実際に裁判に参加していただいて、弁護士や検察官からいろいろ説明を聞かれたでしょうし、裁判所からも資料をいろいろ提供したとは思いますが、そういうのをご覧になっているうちに、少しずつ安心してきたという感じでしょうか。

○裁判員経験者2

はい、そうですね。

○司会者

自分が人を裁いていいんだろうかという当初の不安については、最終的に何か変化はありましたか。

○裁判員経験者2

はい、やっぱりそれは薄らぎました。でも当初は、自分にそれだけの人間性があるのかなあと、まず自分自身を疑うことから入って、人が人を裁くということは、どういうことなのかなあということが頭をかすめました。

○司会者

3番の方はいかがでしたか。

○裁判員経験者3

私は、先ほどの方々とは全く違うんですけど、裁判員裁判というのが失礼ながら何のことってというような感じでした。だから、裁判所から書類が来たときに何が来たのってという感じでした。その中を見て、これが来たから私は何をしたいかみたいな感じでした。裁判員裁判自体を全く知らなかったわけではないのですが、裁判員裁判とは、そもそも何ってという程度の興味しかありませんでした。ちょっと失礼な話なのですが、全く頭の中にもなかったし、裁判とか、検察官とか、弁護士とかというのがドラマとかテレビの中の世界くらいの感覚でしかありませんでした。だから、裁判所から書類が送られてきたときは、何が起こったのかよく分からないような状態だったというのが正直な感想です。

逆に言うなら不安ばかりで、もし裁判員に選ばれたら俺はどうすればいいんだろうか。何かきちんと詳しく説明とかあるのかなあというのが、一番最初の書類が送られてきたときの感想でした。そして、実際に裁判所に来てくださって通知がきたときには、本当に誰かに相談したかったです。「こんなのが来たけど、どうしたらいいのかな。」って言いたかったんですけど、書類の中をみると、他人に言ってはいけないっていうふうな内容だったので、正直どうしていいのかわかりませんでした。

○司会者

候補者に選ばれた後、実際に選任期日にお呼びしたわけですが、そのときに本当は誰かに相談したいんだけど、何かそれができないような、他人に触れてまわっちゃいけないような感じに受け取られたわけですね。

○裁判員経験者3

はい、そんな感じで受け取ってしまいました。私は、全く無知だったですし、何かニュースとかで言っていたのかもしれないですけど、裁判員制度というのが、名前

を聞いたことがある程度で、全然私の頭には入っていなかったのが正直なところです。

○司会者

実際に裁判所に来ていただいて、抽選で当たったわけですが、そのときは、これから先、何をやるのかさっぱり分からなかったという感じだったのですね。

○裁判員経験者3

はい、全然分かっていませんでした。私みたいに不安な人が当たるのだろうかと思ってたし、会社に言ったら、会社はきちんと休ませてもらえるのかなという感じくらいしか思いませんでした。

○司会者

抽選の結果、裁判員になられて、宣誓されて、それから実際に裁判に立ち会っていただくまでの間、裁判所から説明する時間は1時間くらいですが、実際のところ自分が何をやらいいのとかというところはありませんでしたか。

○裁判員経験者3

説明を聞いてある程度は分かりましたが、もう言われるままにやってみようかなくらいの感覚でした。

○司会者

最終的なゴールがちゃんと見えてはいないけど、とりあえずはこうやって、ああやってと言われて、そうやってるうちに何か終わっちゃったっていうような感じでしょうか。

○裁判員経験者3

いいえ、終わっちゃったまではいかないんですけど、最初はもう全然、ゴールとか見えてなかったのですが、何でも経験だと思ってやってみようと思いました。そのような気持ちから最初入ったのですが、やってるうちに、大事な役なんだというのが分かったし、このような滅多に経験できないものに私が選ばれたんだなあ、ああよかったなあっていうのが最後の感想です。

○司会者

最終的には、自分が今、どこをどう判断すべきなのかというのは、一応分かりながら参加していただいたということでしょうか。

○裁判員経験者 3

はい、そのとおりです。

○司会者

ありがとうございました。

それでは、4 番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

選ばれてから裁判所に行きまして、待合室のドアを開けて入ってみると、40 名くらいの方がおられたので、自分としては絶対選ばれるわけではないと思って余裕だったのですが、実際にボードを見ましたら自分の番号が出まして、それを見た瞬間に何を思ったかって言われると、うれしいっていう気持ちの反面、会社にどんな理由で1 週間の休みを出したらいいのだろうということちょっと思いました。

結果的にはよかったのですが、でもやっぱり有休を申請したときに、ものすごいことになりまして、大変な思いをしました。

○司会者

職場にあらかじめ当たった場合は、ここからここまで休む必要があるという段取りはつけておられなかったということでしょうか。当たるつもりはないから、段取りまではつけておられなかったということでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、結局1 年くらい前にお知らせ文書が来まして、あなたが候補者名簿に登載されましたっていうことでしたが、その後、1 年位何も来ませんでした。一応、社長には、当たってはいませんが、いつ出頭するかは分かりませんということをお知らせしていました。

裁判員に選ばれたときは、会社の方はどうしようかなと思って、裁判長に「何の

理由で休暇を取ったらいいですか。」っていうことを聞いたところ、「裁判員ということで取ってください、考慮されますから。」と言われましたが、どうせ会社からはいろいろと言われるのは分かってましたから、有休の申請書に裁判員のためと書いて提出したところ、直ぐ会議が始まって、その後、私に「1年前に来たのであれば、なぜ1年前に報告してくれなかったのか。」と言われました。

○司会者

裁判員候補者に選ばれたことを報告するよう言われたわけですね。

○裁判員経験者4

はい、そうです。上司からは「弁護士を立てるなりして行かせなかったのに。」って、理解できないことを言われました。また、他の上司からも、確かに仕事も忙しかったのもありますが「裁判の日をずらせないのか。」とも言われ、私が「いや、それはずらせません。私は、別にクビになってもいいので、国民の義務だと思っておりますので是非とも行かせてください。」とまで言いました。社長は理解してくれており「頑張って行ってきなさい。」と言ってもらいましたが、他の上司がなかなか理解してくれず、大変な目に遭いました。休暇のことで大変困ったなという思いをしました。

○司会者

裁判に参加した後の問題というよりも、参加するまでが非常に大変だったようですね。

○裁判員経験者4

はい、大変でした。だから他の社員にも裁判員の通知が来たら困るから対処したっていう形で上司からいろいろと言われましたが、「いやいや、でもそれは国民の義務じゃないんですか。」と訴えました。私が会社で裁判員になったのが一番最初だったのでいろいろと問題がありましたが、次の方からは少し楽になるかもしれません。

○司会者

会社の方は、初めてのことで困惑されたようですが、最終的には、経営者の方が快く送り出していただいたということでしょうか。

それでは、5番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者5

私は、裁判員に選ばれる順序みたいなものが全然分かっていませんでした。最初に分厚い冊子が送られてきたときに、どうしたらいいんだろうって、3番の方と同じような気持ちになりました。さっぱり分からない状態だったのですが、それから程なくして、呼出の通知が来ましたので、その時点で上司には相談していました。最初の書類が来たときは、どうしたらいいのかと自分で一生懸命調べました。そして、興味を持ち始めたのが、呼出の通知が来たときです。五、六人に1人が裁判員に選ばれることも分かったので、選ばれたらこういうことをやるんだな、選ばれなかったらそうじゃないんだなというのを認識してから裁判所に行きました。

しかし、実際に裁判員に選ばれて、自分の仕事もある中で当然裁判をしなければいけないので、上司には報告していたのですが、そうはいつでもやっぱり自分の仕事はたまっているのだから、裁判が終わってから毎日のように会社に戻って仕事をしていくという状況でした。会社的には、裁判員は国民の義務なので、会社を休ませなければいけないという認識はあるのですが、やっぱり、どの方も自分の仕事があると結構負担になるのかなとは思っています。

○司会者

呼出の通知を受け取られてから、仕事の調整を始められたということですかね。

○裁判員経験者5

はい、そうです。もし裁判員に選ばれたときは、会社を1週間休まなければならないことになるという話をしていたので、仕事の調整はしたのですが、他の人に任せられない仕事もありますし、仕事を引き継ぐことも結構大変でした。やっぱり負担に感じる方もいるだろうなと思います。

○司会者

裁判中にも会社に戻られたのですか。

○裁判員経験者 5

はい、そうです。裁判所からそのままその足で会社に行ったことが結構多かったです。

○司会者

そうすると裁判中は、普段よりも随分お忙しい思いをされていたわけですね。

○裁判員経験者 5

そうです。でも裁判員に選ばれたことに関しては、正直うれしかったです。

○司会者

裁判に携わっていただくこと自体に特段、何か不安とかは余り感じられなかったということでよろしいでしょうか。

○裁判員経験者 5

呼出の通知が来たときは、すごく不安だったのですが、自分なりに調べてから腹をくくって来たので、裁判の時点では不安はありませんでした。

○司会者

様々な御事情を抱えながらも積極的に参加していただいたとっておりますが、実際に、裁判に参加していただいた上での感想を伺っていきたいと思います。

皆さんは、裁判員として、有罪、無罪、それから量刑を決めなければいけないという立場で裁判に携われるのは初めての経験だったかと思いますけれども、初めて法廷に入られて、検察官や弁護人がいろいろと事件について説明したかと思います。まず、冒頭陳述を聞かれて、この裁判は何が問題になるのか、どの点に自分たちは注意を向けて、関心を向けて裁判に立ち会えばいいのかがどれくらいお分かりいただけたのかということをお尋ねしたいと思います。冒頭陳述を聞かれて、検察官や弁護人がどの点を特にアピールしようとしているのか、その辺りがきちっと分かったか、それともぼんやりしたままだったでしょうか。

それでは、1番の方はいかがだったでしょうか。

○裁判員経験者 1

弁護人は、私はちょっとお若いのかなあとと思うくらい真面目に説明をされ過ぎたような気がして、どの部分を弁護されてるのかというのがちょっと分かりにくかったような感じでした。私としては、もうちょっと簡潔に説明されたほうがよかったですのではないかと思います。

○司会者

1 番の方が担当されたのは、覚せい剤の密輸の事件で、外国から飛行機に乗って日本に覚せい剤を密輸したという外国人が被告人となった事件で、覚せい剤であることが分かっていたかどうかの問題になった事件のようです。

○裁判員経験者 1

一生懸命弁護されてるのは分かるのですが、もうちょっと簡潔に、この部分が今問題になってるとか、これは問題ではないですということを私にアピールするような感じではなかったですね。

○司会者

説明が詳し過ぎた、あるいはどこがポイントなのかが分かりづらかったということですかね。

○裁判員経験者 1

そうですね。検察官は、何か独り善がりではありませんが、追い込めるようなことを何度も発言されていましたが、私にはもうちょっと簡潔にその辺りを説明してもらいたかったです。検察官が調べられたことを発表され過ぎてるのではないかといい印象を持ちました。

○司会者

もうちょっと要領よくコンパクトに説明できたのではないかといいことでしょうか。

○裁判員経験者 1

はい、そうですね。

○司会者

それでは、2番の方はいかがでしょうか。2番の方が担当された事件は、被告人がわいせつな事件をたくさん起こしているけど、事実は争ってはいなかった事件のようです。

○裁判員経験者2

検察官の説明は何が問題なのか大体分かりました。弁護人は被告人の人間性を強調していました。

○司会者

3番の方はいかがでしょうか。3番の方が担当された事件は、殺人未遂事件で被告人が奥さんを包丁で刺そうと思ったが誤って奥さんのお兄さんを刺したという事件のようです。

○裁判員経験者3

私は、全く無知の状態から入りましたので、検察官も弁護人もきちんと分かりやすい資料を作っていただいていたので、どちらも簡潔に書かれていたのですごく分かりやすく、ずっと頭に入ってきました。どこに注目したらいい事件なのかということも、両者の説明を聞いた時点で、こういうところが論点になるってということが頭に入ってきました。説明を聞けば聞くほど興味がわいてくるような感じでした。

○司会者

むしろ、事細かな説明は余りされなかったということですかね。

○裁判員経験者3

両者とも要点だけを先に説明され、先に注目点をきちんとまとめてあったこともあって、すごい分かりやすかったです。

○司会者

では、4番の方はどうだったでしょうか。4番の方が担当された事件は、殺人事件で、被告人が被害者の方と一緒に心中しようとしたのか、そうではなかったのか、問題になっていた事件のようです。

○裁判員経験者 4

弁護人や検察官の方の意見を聞くごとに事件の真相が見えてきました。ただ、弁護人の意見が何を訴えているのか私たちには伝わらなくて、被告人が少しかわいそうと思ったことがありました。

○司会者

弁護人の主張としては、一緒に死ぬつもりで事件を起こして自分は死に切れなかったということのようですね。

○裁判員経験者 4

はい、その流れだったのですが、声も小さく、何を言ってるのかよく分かりませんでした。何か弁護になっていないような感じでした。筋書きとしては、分かりやすいものなのですが、何かこう訴えてくるものがなく、ただ読んでいるのかなあって感じでした。

○司会者

そうすると内容というよりも、その話し方、説明の仕方の方が問題だったということでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、そのとおりかもしれないですね。

○司会者

弁護人は、書面をずっと読み上げられたということでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、そうです。お二人で担当され、じゃあ僕はここまで読むから、君はここから読んでみたいな感じでした。

○司会者

それなりに分量も多く、かなり長時間にわたって、書類の読み上げを聞かされたという感じでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、そうです。何かインパクトがないから、他の皆さんも何だったんだろうという感じのようでした。

○司会者

検察官と弁護人で事件についての見方といいますか、筋書きが違うねというのは分かるけど、もうちょっとメリハリを利かせて、熱意を持って弁護してほしいという感じでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、そうです。もうちょっと積極的に言ってほしいと思いました。言ってることは何となく分かりましたが、訴えるものが何か余りにもなさ過ぎという感じでした。

○司会者

それでは、5番の方はいかがでしょう。5番の方が担当されたのは、被告人が2人の傷害致死事件で、暴力を振るって人が亡くなったものです。被告人は2人も若く、被告人の1人はまだ成人に達してないというもので、事件を起こしたことは認めているけれども、いきさつとかそれ以外のところでいろいろと同情する部分があるという主張をされていたようです。

○裁判員経験者 5

検察官は起きた事実を淡々と述べてくれたので、私は正直、検察官の冒頭陳述だけで事件全体を把握できるくらい分かりやすかったです。弁護人の冒頭陳述は、いきなり何か感情的な部分の説明になって、起きた事件はそっちのけで、被告人の知的ハンデキャップとか、不遇な少年時代とかばかりを主張されていた部分があったので、何か正直、印象はよくなかったです。まだ何も事件の整理ができてない状態なのにそういうことばかり言われてもというのが正直な感想です。

○司会者

事件と直接かかわらない、あるいは、かかわりがよく分からないところを主張されるので、分かりづらかったということでしょうか。

○裁判員経験者 5

はい、まだそれが直接どう関係してるか分からないのに、これは考慮してくれということを押しつけてきたような印象がしました。

○司会者

裁判員として考えなければならないのは刑罰をどうするかというところですが、それとの関係がよく分からないままいろいろな事実を主張されてもなかなか直ぐには受け入れられないということでしょうか。

○裁判員経験者 5

はい、そうです。

○弁護士

4番と5番の方に質問させていただきたいと思います。まず、4番の方ですが、冒頭陳述はかなり分量のあるペーパーがあって、それを読んでいたということですが、別にコンパクトなメモを配布したり、あるいは画面に映したりということではなかったのですか。

○裁判員経験者 4

ありませんでした。結構長い時間にわたって文章を読まれていました。

○弁護士

後から振り返ってみて、なるほどこんなこと言ってたんだなっていうことは理解できるけど、その場で聞いたときには、何がポイントなのか理解しにくく、絞りにくかったという感じでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、そうです。長々と説明されているだけでしたので、ポイントが絞りにくかったです。

○弁護士

弁護人2人で分担されて書面を朗読されていたという発言がありましたが、そういうところは、やっぱり悪印象として受けとめてしまうという感じでしょうか。

○裁判員経験者 4

一番印象が悪かったのは、弁護人が結局もうだめだと思った瞬間、負けたと思った瞬間に2人で「ああ、もうこれだめだね。」という感じで首を振ったところです。あのポーズはよくないな、ちょっとあのリアクションはいただけないと思いました。

○弁護士

仮定の話になりますけれども、もしも弁護人の弁護活動というのがより真摯なものであるとか、よろしくないような態度というのが見えなかったら、御自身が持つておられる心証といたしますか、そういうものは変わった可能性はありますか。

○裁判員経験者 4

はい、変わっていると思います。長いのはいいのですが、もうちょっと要所にインパクトを与えて、2人でコソコソ話さないで、ああやっぱりだめだねという態度はなしにして、最後まで全うしてほしかったというのが私の中にありました。

○弁護士

ありがとうございました。次に5番の方に質問ですけれども、先ほど話されたのは、要するに冒頭陳述の段階で弁護人がかなり詳しい情状についてこまごまと述べて、自分の考えを前面に出しすぎているのではないかということのようですが、これも仮定の話になりますけれども、例えば、そこまで詳しく言わずに、この事件では量刑といたしますか、最終的な結論部分がポイントになるけれども、こういうところをよく見てほしいとかという言い方をされていると印象は変わりましたか。

○裁判員経験者 5

そうですね。最終的にこういうふうに考えますっていう言い方だったらよかったのですが、自分の考えを前面に押し出したような意見の言い方をされたので、正直良い印象は受けませんでした。

○司会者

4番の方の話にも絡みますが、私達も裁判員裁判を担当していて、法廷から戻ってきた後とかに裁判員の方が検察官や弁護人の仕草を結構気にされていることを

目にして、そうは言っても事実を認定するにしても、刑を決めるにしても、証拠として出てきたところでもって判断をしてくださいということを繰り返し申し上げているところですが、そうは言っても、検察官や弁護人のいろいろな仕草でもって結論のところでも若干、何らかの影響されたりというのは、やっぱり否定できないということでしょうか。

○裁判員経験者 4

そうですね。視線がどこに行ってるかとかいろいろ細かい部分で結構見てるかもしれないですね。

○司会者

裁判所は、長年裁判官だけで裁判やっていて、最終的には書面になるものですから、法廷でのやりとりが書面になって残るので、書面としてどう残るのかということにどっちかというところが関心が向きがちで、それ以外の事情はなるべく目を伏せているといたしますか、見ないようにしがちなのですけれども、やっぱり皆さんは法廷でのやりとりを当事者の立ち振る舞いから全てご覧になって、その上でいろいろな判断をされていると伺ったほうがよろしいですかね。

○裁判員経験者 4

そうですね。下手したら、被告人を同行してきた拘置所の職員の仕草まで見えます。全部、全体を見て、ドラマ化してるわけではないですけど、裁判所ってこういうこともあるんだねっていう感じでとらえてるかもしれません。

○裁判員経験者 1

4番の方がおっしゃったように、弁護人がお二人いらっしゃいましたが、事前によくコミュニケーションができてなくて臨まれてるというのがよく分かるように見えます。やはり裁判員を味方につけるといえるのか、十分納得してもらうためには、お二人の弁護人のコミュニケーションが必要だというふうに私は思いました。先ほどおっしゃったように裁判員は全部、全体を見ていると思います。私の場合は、被告人の態度が最初からこの裁判をあてにしていなかったという印象が一番持ちました。

○司会者

裁判員の方たちも被告人の立ち振る舞いは当然ですけれども、それ以外の関係者の方も結構注意深く見ておられて、その辺では気を抜かないようにしなければいけないと思っています。

それでは、次の話題に進めさせていただきます。最近ではそんなに多くはないかと思えますけれども、法廷でいろいろと書類を調べることがありますが、証拠の書類を調べるときは、朗読をしたり、写真や図面を見ていただいたりという形でやっているかと思えますけれども、そういう証拠を見ていただき、聞いていただくことで検察官や弁護人が何を伝えようとしているのか、ひと通り御理解いただけただけということではなかったでしょうか。それとも、こんなものを見せて何を訴え知らせようとしてるのかよく分からないということだったでしょうか。3番の方は、いかがだったでしょうか。

○裁判員経験者3

私は、先ほども言いましたように冒頭陳述のほうが余りにも的確にはっきり分かりましたので、逆に証拠のときには何か証拠になっていないんじゃないっていうくらい感じを受けました。だから、わざわざそんなに証拠を出さなくてもいいんじゃないというくらいに、何かあんまり証拠の意味は伝わっていなかったように感じました。

○司会者

法廷で画面に映し出したりする写真や図面がありますが、今、映し出してるのはその冒頭陳述で触れたあの事柄を証拠でもって分かってもらうようにしてるという繋がりには分かっていただけでしょうか。

○裁判員経験者3

はい、よく分かりました。自分の頭の中でこんなことだろうなあって、ぼんやり考えていたことが目に見えることによって、より具体化するんだということがよく分かりました。例えば、刃渡り何センチの包丁とか出てきたんですけど、どのくら

いの包丁なんだろうというのは、写真を見るとこんな包丁だったんだっていうのが分ければ分かるほど、これだったらこういうことになるだろうというのがより具体的に鮮明に分かるようになりました。

○司会者

冒頭陳述で事件のストーリーが出てきますが、それが実際の証拠でもってその場面なり使った道具なりがこうなんだっていう、その部分が鮮明になったということでしょうか。

○裁判員経験者3

そうですね。絵本でいう絵があるって感じですね。文章ばかりずっと書かれてるよりは、やっぱり実際に目で見ただけのほうが分かりやすかったです。

○司会者

4番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者4

私の事件は殺人事件だったものですから、クリアケースに入った血のついた包丁とか、現場の写真を見て、だんだん真実に近づいていくというか、結局、実際に包丁を見たときに、「ここまで刺さっているってことは。」って、そこからずっとみんな考えていくのですけれども、やっぱり証拠っていうのは大事だなと思いました。ただ聞いただけでは、全然頭に浮かばないですけど、あの証拠をみんな見て、上からとか、下からとかずっと見ながら、「こりゃ、ひどいね。」って言いながら、だんだん膨らんでいくので、とっても大事なアイテムだと思います。

○司会者

事件で使われた包丁の現物をご覧になったわけですね。

○裁判員経験者4

はい、クリアケースに入っていましたが「結構、重いね。」って言いながらみんな回して見ました。ああいった包丁は、普段見ることはないのですごくいいと思いました。

○司会者

現場の写真もご覧になったのですか。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

現場の写真とかに血が写っていたりしていましたか。

○裁判員経験者 4

はい、ただ、カラー写真ではなく、白黒に加工してありました。

○司会者

そういう写真をご覧になって、後でちょっと気持ちが悪くなったりとか、特段ございませんでしたか。

○裁判員経験者 4

そんなことは全然ありませんでした。むしろ、本物を見たほうがよかったのではないかと思いました。

○司会者

法廷では、証拠物以外に証人とか、被告人にいろいろ質問をしたりするわけですが、質問のやりとりをお聞きになって、質問されたのはこういうことを明らかにしたいから質問しているんだとか、その辺りの検察官や弁護人がどういうことを立証したい、証明したいのか、どういう目的があるのかという点はいかがでしたでしょうか、皆さんに伝わってきたのかどうかということを伺いたいと思います。5番の方いかがでしょうか。

○裁判員経験者 5

それについては、そんなに的外れな質問はしていなかったですし、分かりやすく伝わってきたと思います。ただ、検察官の方は口調がちょっときつかったかなというのはありました。被告人に対してではないけれども、例えば、証人とかに対しても、結構、きつい口調で言われていました。ちょっと矛盾があると、結構根掘り葉

掘り問い詰めるような感じだったので、被告人ではないのにきついなって印象を受けました。

○司会者

それは、そこまで追及しなくても分かるのについていうことでしょうか。

○裁判員経験者5

いや、そこまで追及しなくても分かるのについていうよりは、そういう聞き方をするんだなっていう感じでした。いきなりあんなふうに追及されると、驚いてしまって正直に言えない部分もあるんじゃないかというのはちょっと思いました。

○司会者

質問の仕方によっては、答えづらくなってしまうことがあるのではないかということでしょうか。

○裁判員経験者5

答えづらくなると思いました。これは言わないほうがいいのかとか思ってしまった、黙っているようにしているのかなっていう感じもしました。

○司会者

むしろきちんと証言を引き出すためには、もう少し違う聞き方をしたほうがいいのかというふうに感じられたということでしょうか。

○裁判員経験者5

はい、時にはああいう聞き方も必要なのでしょうけれど、ずっと通しでちょっときつい口調でした。

○司会者

いろいろな証言や被告人に対する質問をお聞きになって、ちょっと意図が伝わりにくいというふうに感じられた方はほかにいらっしゃいますか。大体、何のために聞いているのかっていうあたりは、皆さん、御理解いただいているということでしょうか。検察官や弁護人の意図とといいますか、狙いといいますか、そこら辺りは伝わってきていたというふうに伺ってよろしいでしょうか。

それでは、次に証拠調べが終わって論告・弁論ということで、最後に検察官と弁護人が最終的な結論を説明される場面がありますが、その説明をお聞きになって、皆さんご自身がいろいろと悩んでおられたところについての解決と申しますか、適切な指摘がされていたのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

1番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者1

ちゃんと私は分かりました。証拠についてもそうですし、証言でもそういうことだったのかなという感じで納得できました。

○裁判員経験者2

私も納得できました。

○裁判員経験者3

私の場合は、内容的にはどちらもきちんと説明されていましたが、論告のほうが余りにも的確過ぎて、ちょっと機械的な感じがしました。もうちょっと人間味があってもいいじゃないかと思いました。逆に弁論のほうは、人間的なものを酌んでほしいという趣旨は伝わりましたが、もうちょっと要点をまとめて熱意が感じられれば、訴えたいところがより伝わったのではないかなと思いました。

○司会者

説明としては双方ともそれなりのものだけれども、片方は何か理屈ばかりだし、片方は情に訴えるばかりだったということでしょうか。

○裁判員経験者3

はい、そのとおりです。

○司会者

法廷でのやりとりが終わると、あとは評議の場面になり、裁判官も含めて議論をしていただくことになるわけですが、まずいろいろと法律的なことも含めて裁判官から御説明を申し上げるかと思えますけれども、その点で分かりづらかったことなどはございませんでしたでしょうか。

4 番の方いかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

分かりにくい点はありませんでした。ものすごく分かりやすくて、淡々としてて、無駄がありませんでした。

○司会者

いろいろと裁判員の疑問などにはきちんと答えていたということでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、きちんと答えられていました。私たちの意見も全部吸い上げていただき、本当によかったです。

○司会者

評議の場では、いろいろ御自分の意見などを言いたいだけ言えたという感じでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、そうです。

○司会者

5 番の方いかがでしょうか。

○裁判員経験者 5

自分の中でどういうふうに判断したらいいのかというのも当然ですが、私の場合には、法廷が終わって、評議を始めるたびに裁判官から簡単にこんな感じだったねというような説明があってから評議に入っていたので、非常に丁寧で分かりやすかったです。

○司会者

正式な評議に入る前、まだ法廷で裁判やっている最中にも、休憩時間とかにいろいろ説明があったということでしょうか。

○裁判員経験者 5

そうですね。気軽に聞けるような雰囲気も作っていただきました。

○司会者

裁判官の方では、裁判員の皆さんがどのあたりに疑問を持っておられるのか端的にはなかなか分かりづらい面もあるんですけども、皆さんが裁判官に対して、いろいろと質問されるのにあんまり遠慮したりっていうようなことはなかったでしょうか。

○裁判員経験者 5

遠慮しなくていいような空気をつくっていただいたので、非常にいい雰囲気で分かりやすかったです。

○司会者

何か特別な雰囲気づくりをしていたのでしょうか。

○裁判員経験者 5

裁判長の雰囲気ですかね。もちろん工夫されているとは思いますが、裁判長がすごい和やかな感じで、非常に話しやすい雰囲気でした。

○司会者

5番の方は御自分の意見というのは、遠慮することなく大体おっしゃられたということでしょうか。

○裁判員経験者 5

思ったことは全部言えたと思います。

○司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者 1

はい、同感です。裁判長はやはりまとめ上げるのがすごいと思いました。

最後に裁判員を経験した印象として、このミッションは最高のミッションだったということを私は皆さんに申し上げました。

○裁判員経験者 3

私も一緒です。発言しやすい雰囲気でしたし、皆さんの意見もきちんと吸い上げ

ていただいて、楽しく評議させていただきました。ほかの皆さんも、どんどん自分から手を挙げて意見を言われるくらい良い感じでした。

○司会者

遠慮されるようなところはなかったということでしょうか。

次に、裁判によっては、長かったり短かったり、それから季節も様々だったりということがありますが、裁判員の方たちの体調管理も含めて、裁判所側にもう少しこのあたりを配慮してもらったほうがよかったとかいうようなところがありましたら、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○裁判員経験者 1

裁判員候補者になったときの書類中に70歳以上の方は理由なくとも拒否できるという記載がありますが、70歳という年齢の切り方は古い考え方ではないかと思っています。裏返せば、70歳を超えている人はハンデキャップを持ってるんだというイメージのように思えます。69歳と70歳が何で違うのか。70歳という年齢で切るというのは、やっぱりおかしいと私は思っています。

○司会者

ありがとうございました。

ここまでは、裁判員裁判の実情について、お感じになったことや今後に向けてのお話を頂戴したところですが、このあたりで本当に最後の話題ということになりますが、これから裁判員になられる方や候補者の方に向けたメッセージや皆さんが経験された上でのアドバイスを頂戴できればと思っております。

○裁判員経験者 1

私は、裁判員というのは権利であるとともに義務であるという捉え方をしています。選挙の投票率がどんどん下がっているというような世の中で、裁判員になることを拒否される方が3割、4割もいらっしゃる聞いていますが、これをなるべく少なくするため、裁判員制度がいかに素晴らしいものであるかということをもっとマスコミの方でもPRしてほしいと私は感じております。

○司会者

辞退される方の割合が増加しているというお話がありますがけれども、実際に経験された御感想は「辞退なんか申し出る必要はないよ。」ということですかね。

○裁判員経験者 1

裁判員は最優先すべき事項だと私は考えています。

○裁判員経験者 2

初めての方はやっぱり不安だと思うんですね。私の知人は行きたいけど断ったという人がいましたが、これからは「断らんで行ってごらん、いい勉強になるから。自分はもう行ってきたけどいい勉強になるよ。」って言ってあげたいと思います。

○裁判員経験者 3

この意見交換会に参加しようと思った一番の理由は、私の感想を伝えなかったからです。これから参加される方の中には、若い人たちも増えてくると思います。裁判員は本当は楽しいものなんだということを多くの人に伝えてほしいし、私のように無知な者が少なくなるようにいっぱいPRしていいと思います。裁判員制度は素晴らしい制度だと思います。こんなに素晴らしい制度なのに、今まで興味を持っていなかった自分を恥ずかしく思いますし、興味のない人にも何かすっと入るようなPRの仕方をすれば、もっと裁判員制度がみんな抵抗なく、やってみようかなと思えるようになるのではないかと考えています。全然怖いものではないし、ちょっと楽な気持ちで参加できるのだから思い切ってやってみたらっていうことを伝えたいですし、いい経験をさせてもらったと思います。今になってみると、ありがとうございましたという言葉しか出ないです。

○裁判員経験者 4

私も一緒なんですけど、裁判員を経験させていただいてすごく感謝しております。多くの皆さんにも是非とも参加してほしいと思います。先日、大阪で開催された集會にボランティアで出席させていただきました。それは「裁判員今からしたい」とか、「裁判員ってどんなものなの」という集會だったのですが、40名程度の参加

者の前で私ともう一人の経験者が参加者の質問に答えたのですが、情熱が違うって
いうか、ものすごく質問をされるし、参加したいっていう意志を強く感じました。
福岡でももっとPRすべきだし、本当に怖いものでもないし、自分の人生において
すばらしい経験だったし、どんどん参加すべきと思います。

○裁判員経験者5

私も皆さんが言われたとおり、多くの方に是非参加してほしいという気持ちがあ
って、裁判員裁判が終わった後、周囲のみんながどこまで聞いてよいのか分からな
い感じで、ちょっと聞き渋ってるところもあったので、自分から守秘義務の範囲を
除いて伝えられる限りのことを社内回覧という形で全員に見ていただいたほどにすば
らしい制度と思っています。ただ、これだけすばらしい制度ですよということをも
っと誰でも見えるような状態にしてもらえたらと思います。

○司会者

一般的にPR不足という感じでしょうか。

○裁判員経験者5

はい、PRの仕方も難しいと思います。やっぱりごく一部の人が経験して終わっ
ている部分があると思うので、できれば参加した人たちも周囲の人に届けていって
ほしいという気持ちです。

○裁判員経験者3

もう一つ言わせていただくと、もっと企業の受け入れ態勢が「行ってこい。」、
「光栄なことじゃないか。」って、快く受け入れてもらえるような環境があれば、
もっとみんなも積極的に参加できるのではないかと考えています。やっぱり皆さん
も言われたように、会社に有休を出したり、言いにくいけど言わなきゃいけないみ
たいな環境下では、やっぱり断ろうかなって思ってしまいます。一般の人たちにも
っとPRすることも大切と思いますが、企業側がもっと受け入れ態勢をしっかりつ
くってくれないと、参加する人がなかなか休めない、言いにくいっていう状況は変
わらないと思うので、その辺りのPRも一緒にしていただければと思います。

○司会者

ありがとうございました。

本日は、裁判官、検察官にも出席していただいていますので、これまでいろいろお聞きいただいて感じられたことなどをお話しいただければと思います。

○検察官

皆さんもおっしゃられたように裁判員制度が思ったより浸透していないという部分があるということを改めて感じましたし、企業側の受け入れ態勢の問題についてもなるほどなと思いました。そのような中で裁判員裁判に御出席いただいて、実際に審理に参加していただき、裁判員制度は皆さんに支えられているんだということ実感させていただきました。ありがとうございました。

○丸田裁判官

本日は、皆さんからすばらしい御意見をいただいて本当に感激しているところですが、多くの皆さんはやっぱり選ばれた段階でかなり不安もあったし、現に仕事先で大変な思いをされたということもあったかと思いますので、もちろんPRは大事と思っていますが、皆さんが今になって振り返ってみると、裁判所から送られてきた書類にこういうものがついていたらとか、こういう説明があったらというのがありましたらお伺いできればと思います。何かありますでしょうか。

○裁判員経験者3

会社に提出できるような裁判所から説明された書類みたいなもの、私がいちいち説明しなくても会社に提出すれば、それを読んでいただければ内容的によく分かるというものがあれば、非常に助かると思います。自分で口頭で伝えるよりも的確に伝わり、スムーズに参加できるようになるとと思います。

○裁判員経験者4

私も会社との間で大変な目に遭ったので、先ほどおっしゃったように、裁判所の印鑑が押してあって、この人はいつからいつまで裁判員裁判に出席しますみたいなものがあれば助かると思います。裁判が終わった後は、この人はいつからいつまで

裁判員裁判に出席しましたという書類は出してくれるのですが、最後はあるんですけど最初がないんですね。だからそこが一番ネックなんだと思います。これを会社に提出したらいいですよみたいな何かの書類があったらいいと思います。どうやって会社を休んだらいいのか、そこから心の悩みが始まっているんです。裁判員を終えて心のケアをするところがあるみたいですが、それ以前の問題だと思います。それがあると辞退申し出られる方は少なくなると思いますし、加えて、裁判員を経験することによって、どのような犯罪を犯したらどの刑になるのかが分かるので、殺人等の犯罪が少なくなると思います。

○裁判員経験者 1

私の印象としては、この制度はやっぱり素晴らしい制度だというふうに自分が経験して感じました。この制度を是非とも守っていつて続けてもらいたいと私は感じてます。

○弁護士

本日は貴重な御意見を拝聴させていただきまして本当にありがとうございました。裁判員の方々が裁判が終わった後に書いていただくアンケートの中には、裁判官、検察官、弁護士等の訴訟当事者の法廷での態度も非常に細かく着目されておられるようで、要するに態度がよくないというお叱りの御意見というのが少なからずあるということ把握していますが、まさしくそれと同じことを生の声としてお聞かせいただいたということは、裁判に携わる専門職として一般市民の方々からどのように見られてるかということ心をせねばならないと思っています。また、弁護士としての訴訟活動がより充実したものとなるよう、本日の御意見を持ち帰って今後の研修の材料等に役立つものとさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○司会者

貴重な御意見をいただきありがとうございました。

本日は、記者クラブからもたくさん傍聴していただきましたので、記者の方々か

ら何か御質問等あれば承りたいと思います。

○毎日新聞

証拠物に関する意見交換の中で、4番の方がやはり本物を見た方がいいとおっしゃっていたのが印象に残ったのですが、最近の裁判員裁判の運用の中で、遺体写真とか、凄惨な写真というものは心理的負担に配慮するために、白黒にしたり、イラストにしているようですが、そのことに関して生の声をお聞きできればと思います。事件の全体像というか、事件をきちんと把握するためには凄惨なものでもきちんと見たほうがいいのか、それともやはり心理的負担に配慮していただきたいのか、どのようにお考えになってるのでしょうか。

○裁判員経験者4

私は裁判長に「カラー写真はないんですか。」と尋ねたことがありました。やはり見たい人は見たいんですね。決して、おもしろ半分に見るんじゃないくて、見ることによって意見が違って来るかもしれないし、カラー写真はあってもいいのかなと思いました。より一層その事件のことを知りたいっていうか、そういう人もいるかもしれないと思いました。私自身は、カラー写真で見たかったです。どのような感じで刺されてるのかとか知りたかったです。遺体写真はありませんでしたが、手の貫通した写真とかはありました。

○司会者

5番の方も殺人事件の事案でしたがいかがでしょうか。

○裁判員経験者5

搬送時の写真はカラー写真だったと記憶していますが、その1枚だけだったと思います。

○司会者

亡くなった御遺体の写真を見たほうがよかったですか。

○裁判員経験者5

搬送時の写真で私は十分だったと思います。残酷さが分かるというところもある

と思うので、ある一定程度伝わるようなものが必要とは思いますが。

○NHK

皆さん方が裁判員裁判に参加されたことでやはり市民感覚が判決に入ってるというふうに実感されたことはありますか。

また、できれば裁判官の立場から今までの裁判とこういうところが違ってきたというところがあればお伺いしたいと思います。

○裁判員経験者2

確かに私たちの意見も入ってます。評議の場で裁判官と私たちの意見が全然違うときがありましたが、そこはとことん話し合っただけ結果的にはそれぞれが納得のいく結果を出すことができました。

○裁判員経験者5

私が一番実感したのは、量刑分布の資料があつて、こういう事件だと何年くらいが一番多いということを途中で見せられたのですが、裁判員裁判が始まる前と後では、分布状況もちょっと違ってきているということだったので、そこで市民の意見が入るとちょっと変わるのかなと感じたことと、裁判員裁判が始まった後の分布を参考にしていこうということだったので、何か新しい態勢ができてるのかなとそのときにちょっと感じました。

○司会者

量刑資料で皆さんにお見せするのも、裁判員裁判が始まってから以降のものを中心に説明しているということですかね。

○裁判員経験者3

私は裁判員裁判に参加する前までは、本当に私たちの意見が反映されるのかなって感じを持っていましたが、実際に参加してみて、経験した皆さんがすばらしい制度と言ってるのは、自分たちの意見が反映されているからこそ、すばらしいと言ってるんだろうと思います。私も参加してみて、私たちの意見が反映されていると実感しました。

○裁判員経験者 4

裁判が終わってみて思ったことは、一般市民の意見も取り入れられてはいますが、最終的なことになるとやっぱり枠の中でしか活動できないのだからってというのは感じました。私たちの意見は聞いてはいただけるのですが、肝心な事になるとこの中で決めてねって話になるので、やっぱりそこは自由ではないのだからって思いました。

○裁判員経験者 5

枠の中で決めるっていうのも、被告人の人権の尊重という話も入っていると聞いて納得した部分があります。

○裁判員経験者 4

大体事件のあらすじは決まってるじゃないですか。その中で言葉の語尾、証人の語尾とか聞いて「あれ、ちょっとこれおかしいんじゃない。」と思うこともあったにせよ、それはもう言わないんですね。長いものに巻かれるわけではないですけど、やっぱりあらすじは決まっていて、犯人が決まっていて、犯人がそれを納得されて、決められた年数を刑務所に行かされるのであれば、それはそれでいいかなと私は思っていました。

○丸田裁判官

先ほどからやっぱりどうしても最後は枠にはまってるんじゃないかという話がありました。裁判官も裁判員もどうしても縛らなければならない部分があるのは確かだと思います。法律を逸脱することは許されないこと、有罪、無罪を決めるルール、量刑を決めるときのルール、公平でなければならないといった部分については、私どもが裁判員の方にそれはだめですとか、裁判官も裁判員も同じチームとして守らなければいけないルールは専門家として説明しますが、そのフィールドの中で、例えば、今までであればこういう証拠があれば、こういうふうに認定しましたよというようなことは全く言いませんし、今までだったらこういう結論になっていたという話をしたとしても、裁判員からこういう見方もありますよねという意見があり、それを聞いて、ちょっと今まで私たちは頭固かったなということで考え直してみた

りとか、私の感覚からすると、結果的にもものすごく劇的に今まで出なかった判決がどんどん出ているわけではないですが、一つ一つの判決については、かなり裁判員の方と作り上げたものとなっており、今までの裁判とは違うものになっていることは多くの裁判官が経験しているものと思います。裁判官と裁判員が本来対等であるべきところについてはやっぱり対等な意見を出し合って、決して裁判官のほうが偉いということではないことをきちんと説明していかないといけないと思っています。私自身も裁判員裁判が始まってから、本当に今までの裁判とは違う裁判になっているというふうに感じていますし、私の人生観も変わったという感じがしています。

○司会者

ほかにお尋ねはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは時間になりましたので、今回の意見交換会は、これで終わらせていただくということにしたいと思います。どうも長時間、お付き合いいただきありがとうございました。

以 上